

令和2年度診療報酬改定において、懸案事項であった「脊椎手術時に脊髄誘発電位加算を算定した場合の出来高算定化」への不合理異議申し立てに対して、正式に「食道手術時のみに限定する」とする修正文が、2020年6月9日厚労省保険局医療課発 事務連絡文書 「令和2年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000638041.pdf> において発出されました。

(抜粋)

令和二年三月二十三日(号外第五十六号)厚生労働省告示第八十二号(厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一号第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件)

【原稿誤り】

該当箇所一

誤：メ K930 脊髄誘発電位測定等加算 1 脳、脊椎、脊髄、大動脈瘤又は食道の手術に用いた場合

正：メ K930 脊髄誘発電位測定等加算 1 脳、脊椎、脊髄、大動脈瘤又は食道の手術に用いた場合(食道の手術に用いた場合に限る。)

日本脊椎脊髄病学会 社会保険委員会

委員長 遠藤健司

担当理事 大鳥精司